

健 号 外
令和6年11月18日

関 係 各 位

島根県健康福祉部健康推進課長

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う資格確認書交付
申請手続きへの協力依頼について

平素から、本県の国民健康保険運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」に伴い、現行の健康保険証
は、令和6年12月2日以降、新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の
利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組み
に移行することとなっております。

一方で、マイナ保険証をお持ちであっても、高齢者や障がいをお持ちの方等、
マイナンバーカードでの受診が困難な方（要配慮者）については、申請を行うことで、
各医療保険者から、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記
載された資格確認書が交付されます。

つきましては、貴施設を利用されている方等で、マイナ保険証での受診が困難
と思われる方がいらっしゃいましたら、下記のとおり、資格確認書の交付申請に
向けたご支援・ご協力を賜りますよう、何卒よろしく願いいたします。

記

【お願い】

貴施設を利用されている国民健康保険被保険者等であって、マイナ保険証をお持ち
ではあるが、マイナ保険証での受診が困難と思われる方（高齢者や障がい者等
の要配慮者）に対し、資格確認書の交付申請に係る情報提供や申請手続きにあつ
たの支援をお願いします。

※要配慮者の方、そのご家族の方等へご説明いただく際のリーフレット『高齢者・障がい
者等の要配慮者の方々における「資格確認書」の交付申請等について』を作成しまし
たのでご利用ください。

（リーフレット等掲載）

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/iryo_seido/mainahokennsyou.data/youhairyosya.pdf

【留意事項】

- ・申請先は、要配慮者の方が属する保険者（市町村）です。別添に「資格確認書交付申請書」を添付しておりますが、市町村によって様式が異なる場合がありますので、詳細については、各市町村（国民健康保険担当部署）へお問い合わせください。
- ・島根県の国民健康保険では、現在、令和7年7月31日まで有効な被保険者証を交付しております。被保険者証の有効期限が切れる前に対象者へ資格確認書を交付できるよう、令和7年5月末までを目途に申請いただけるよう、ご配慮をお願いいたします。

【担当】 島根県健康福祉部健康推進課
国民健康保険係 倉井 陶山
TEL: 0852-22-5270 FAX: 0852-22-6328